

平成 25 年 2 月 14 日

自由民主党福島県議会議員会

ふくしま復興本部長 平出 孝朗 様

飯館村長 菅野 典雄

復興に関する要望書

《飯館村における原子力災害への対応》

発災から 1 年 10 か月が過ぎ、計画的避難区域から「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の 3 つに区域が再編されたが、依然として村民は先行き不透明の中で様々なストレスを抱えながら避難先での不自由な生活を強いられている。

本村は、他の自治体に先んじて区域再編をはじめ復旧・復興に向けた協議に取り組んでいるが、早期の復興につなげるためには村民の気持ちに寄り添いながら、次の事項について要望する。

記

1. 村内全域除染の徹底と監視体制

帰還の条件となる本格除染事業については昨年 1 1 月から実施されているが、当初予定された村の西半分には遠く及ばず 1 行政区の除染に着手したばかりである。また、マスコミ報道にもあるように不適切な除染が確認されており、多くの村民から除染に対する不安の声が寄せられている。徹底した除染と除染にかかる監視について村民自らが関われるよう予算確保について強く要望する。

2. 災害救助法に基づく住宅制度の延長と家賃補助の継続

全村避難により、避難を余儀なくされた村民は、現在災害救助法に基づく仮設住宅、借上住宅（みなし仮設住宅）に避難している。また、一部の企業においても、避難者同様、仮設工場、借上店舗での営業を余儀なくされている。

一方、県借上住宅・仮設住宅、仮設工場ともに建築基準法第 8 5 条の規定に基づき建築されており、現行法では 2 年 3 ヶ月を最長期間としている。この期限が来れば追い出されるのではという不安を抱えており、早期に制度の整備と家賃補助の継続を要望する。

3. 財物価格の早期賠償と請求の弾力的な運用を図ること

本村の土地（宅地、農地、山林）、家屋、農機具等は放射性物質の降下により汚染されその価値が著しく減少している。この財物価値の損失について、早急に賠償すること。特に、土地・家屋の財物賠償については不動産登記を根拠とする旨の方針が出されているが、先祖代々農地・山林・家を守り暮らしてきた村民の多くが賠償を受けられなくなる事態が予想される。今回の賠償は所有権を移転するのではなく、あくま

でも放射能で汚染された土地・建物の賠償である。については、請求権者の設定にあたっては登記に準じた書類でなく、被災者に寄り添った弾力的な運用を図ること。

4. 緊急雇用事業（見守り隊事業）の継続及び事業要件緩和について

避難生活の継続にあたっては、留守中の財産を守るため、「見守り隊事業」を行っている。震災から 2 年が経過し予算削減が懸念されるが、この見守り隊事業については、国の緊急雇用対策基金により実施しており、防犯及び財産の保護はもとより農業による収入を断たれた住民にとっては就労雇用の場としても多大な効果があることから事業の継続を強く要望する。併せて、他の緊急雇用事業についても避難事務には欠かせないので継続を要望する。

5. 子供の定期避難制度の創設

避難を強いられた村民は、慣れない環境で不自由な生活を余儀なくされている。特に子供たちは、震災以降、屋外での活動を制限されたり、狭い校庭やスクールバスでの通学の影響から部活動が制限されるなど、精神的な苦痛は計り知れない。このことから、一定期間子供たちが放射線の不安や避難生活から解放され健全な人間形成につながるような国内外の研修旅行プログラム事業を創設し、支援すること。

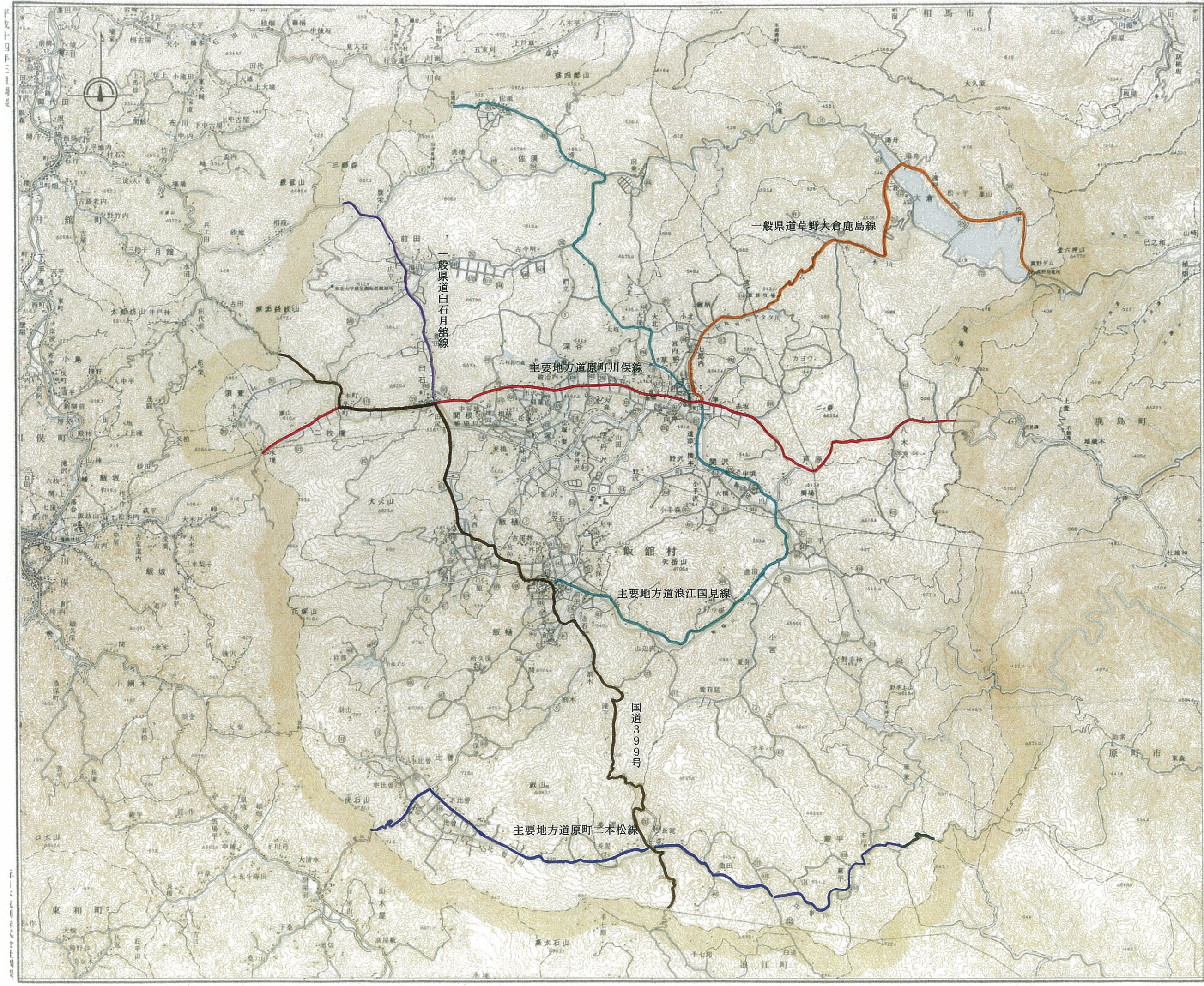
6. 復興住宅建設については全額国負担とすること

全村避難からの復興のためには、復興住宅の整備は不可欠である。本村においては村内 3 か所の拠点と村外子育て拠点（福島市飯野町）の整備を進めているが、現行制度では事業費の 8 分の 7 を復興交付金から、残りの 8 分の 1 を設置する地方公共団体が負担することとされている。このことは財政力に乏しい本村においては大きな障害である。先の新聞報道によれば双葉郡の町外コミュニティについては全額国庫負担で整備するとの方針が示されたが、本村の復興住宅についても同様の措置がなされるよう要望する。

7. 国・県道の整備について

村の復興、防災対策のためには、国・県道の交通安全施設等の未整備箇所の整備と徹底した除染が急務である。特に県道原町川俣線は福島市と原町市を結ぶ主要道路であり、防災対策、交通渋滞緩和と通行者及び地域住民の安全確保のため、早急に整備されますよう強く要望する。

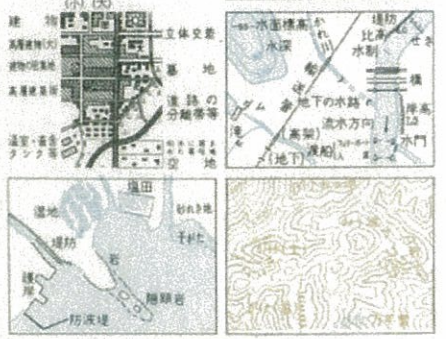
〈要望路線〉・ 県道原町川俣線
・ 県道浪江国見線
・ 県道原町二本松線
・ 県道草野大倉鹿島線
・ 県道臼石月舘線
・ 国道 3 9 9 号



記号

1.5m以上	市役所	神社
1.0m以上	町役場	寺
0.5m以上	官公署(特定の記号のないもの)	裁判所
50m未満	国道以上の路線番号	税務署
50m未満	建設中の道路	森林署
50m未満	国有鉄道	警察署
50m未満	旅客鉄道	消防署
50m未満	森林鉄道等	郵便局
50m未満	踏切	電報局
50m未満	踏切	電話局
50m未満	踏切	小・中学校
50m未満	踏切	高等学校
50m未満	踏切	大学・高等専門学校

田	畑	雑草	森林
水田	畑	雑草	森林
水田	畑	雑草	森林
水田	畑	雑草	森林



凡例

	主要地方道原町川俣線
	主要地方道浪国見線
	主要地方道原町二本松線
	一般県道草野大倉鹿島線
	一般県道白石月館線
	国道399号

福島県相馬郡飯館村
1:100,000